

2019年4月9日

会 員 各 位

公益社団法人宮城県トラック協会
業 務 部

新標準貨物自動車約款(A2版)配布について

平素は当協会運営につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年4月1日の「商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律」の施行に伴い、商法改正の趣旨を反映させるべく標準貨物自動車約款等が改正(平成31年4月1日)されることとなりました。

当協会といたしましても、4月1日以降、新標準貨物自動車約款で対応いただいている事業所様におきまして、新標準貨物自動車約款(A2版)を配布できる準備が整いましたので、ご案内させていただきます。つきましては、新標準貨物自動車約款で対応いただいている事業所は、下記をご確認の程、宜しく願いいたします。

【新標準貨物自動車約款】対応事業所

1. (公社)宮城県トラック協会 本部(仙台市若林区卸町5-8-3)に必要部数を受け取りに来ていただく。(郵送、FAX等の対応はしていません。)
2. (公社)宮城県トラック協会 各支部(仙南支部、塩釜支部、石巻支部、登米本吉支部、気仙沼支部、栗原支部、大崎支部)のどちらかに必要部数を受け取りに来ていただく。
(郵送、FAX等の対応はしていません。)

以上2つの方法で約款を配布しておりますので、ご都合に合わせてご対応をお願いいたします。

なお、約款は無償提供になります。

本件におきまして、ご不明な点は、下記連絡先までお願いいたします。

(公社)宮城県トラック協会
業 務 部
TEL 022-238-2721
音声ガイダンスで③を押してください